

青少年のインターネット利用に関する兵庫県の取組

資料3-2

1 取組の概要

兵庫県は、青少年を犯罪被害や有害情報、ネット依存から守ることをめざし、インターネットの利用に関する基準(ルール)づくりを推進する公益財団法人青少年本部(知事部局健康福祉部子ども局青少年課内)を核とした各種の取組を行っている。

主体	目的	主な取組
県(警察・教育委員会含む)・青少年本部	青少年本部を核とした県民運動の展開を行い、青少年のネットトラブルを防止する。	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年愛護条例改正と啓発 ・情報モラル教育の推進 ・インターネット学習会への助成 ・ルールづくり支援事業(学校におけるルールづくりの状況把握、市町への普及促進) 等
県民(地域)	青少年のインターネット利用の危険性・弊害等を認識し、ルールづくりを支援する雰囲気をつくる。	<ul style="list-style-type: none"> ・ネット等について地域住民と青少年との意見交換会 ・青少年による情報モラル教育ボランティア活動の支援 ・青少年補導委員等による呼びかけ 等
市町	市町全体の生徒会等による学習会を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年による情報モラル教育ボランティア活動の支援 ・情報モラル教育の推進 等
学校	生徒会等を中心としたルールづくりを行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・情報モラル教育の充実 ・ルールづくり
保護者	インターネットや情報モラルに関する知識の向上を図る。青少年とともにルールづくりについて考え、指導する。	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA等による学習会等の実施
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・学習会等に講師を派遣する。 ・携帯電話販売時の助言を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・義務履行徹底のための具体的な取組について、県・県警・教委での協議 ・各社パンフレットによる啓発 ・販売時のフィルタリング利用率向上に向けた取組の徹底

2 青少年愛護条例の改正

(1)改正の趣旨・目的等

- ①スマートフォン等の急速な普及に伴い、心身ともに発達の途上にある青少年がインターネットの利用に関する健全な判断能力を育成されないまま、その利用を行うことにより、その健全な育成が阻害されるおそれが増大している。
 - ②このような青少年を取り巻く社会環境の変化に対応するため、青少年のインターネットの利用に関する基準づくりの支援について、新たに努力義務を定める等の整備を行う。
- ※青少年愛護条例上、青少年とは、18歳未満の者(法律により成年に達したものとみなされる者及び成年者と同一の能力を有する者を除く。)と規定している。

(2)改正された条文

(青少年のインターネットの利用に関する基準づくり)
 第24条の5 何人も、青少年のインターネットの利用に伴う危険性、過度の利用による弊害等について認識し、青少年のインターネットの利用に関する基準づくりが行われるよう、その支援に努めなければならない。
 2 前項に規定する基準は、その内容に次に掲げる事項を含むものとする。
 (1) インターネットの過度の利用等を防止するためのその利用の時間に関する事項
 (2) インターネットの利用に伴う危険等を防止するためのその利用の方法に関する事項

(平成28年4月1日施行)

(3)条例改正に対する兵庫県民の意見

	条例改正に対する意見の抜粋(パブリックコメント)
賛成	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットの危険性や弊害等を認識するよう言及されたことは非常に強い意味があると感じた。 ・学校、県民(地域)、事業者、保護者等を含むすべての人々の影響の輪が広がり、子どもを危険から守る効果が期待できる。 ・すべての保護者が危険性を認識するためにも条例を制定すべきで、制定することに何の損もない。
反対	<ul style="list-style-type: none"> ・悪質な情報があるにしても、それに触れた青少年が直ちに悪に染まるとは考えすぎ。過度の利用についても、テレビの見すぎ、読書のしすぎ、夜遅くまでの猛勉強と何ら違うものではなく、特段の制限の必要はない。 ・ルールづくりを支援する雰囲気づくりとあるが、雰囲気をつくるのが義務づけられるのか。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・学校単位のルールづくりには多くのモデルがあるが、家庭でのルールづくりは、子どもとしっかりと対話のできる保護者にしかできないように想像する。どの家庭でも、その家庭なりのルールをつくるにはどうしたらよいか。 ・条例はほとんどの人の目には触れない。条例改正という外面の変化だけでなく、いかに義務として新たな具体的取組を周知していけるかが重要である。